

■ 令和2年度 第4回 新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業
最低賃金専門部会

日 時： 令和2年10月19日（月）午前9時30分～

会 場： 新潟美咲合同庁舎2号館9階 新潟地方気象台会議室

（事務局）

ただいまから第4回新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、使用者側委員の瀬戸委員が所用のため欠席しておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により、本専門部会は成立しております。

それでは、以降の議事進行は、部会長にお願いいたします。

（部会長）

皆様、おはようございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は、配布資料等はございませんので、さっそくではありますが、金額審議に移らせていただきます。

まずは、前回の専門部会では、労働者側からプラス2円、2円引き上げの921円、一方使用者側からは、1円の引き上げの920円のご主張がなされました。合意を見るに至りませんでしたので、金額を本日までに改めてご検討くださるよう、双方にお願いしておりました。最初に、労働者側から金額に関するご意見をお願いしたいと思います。

（田辺委員）

おはようございます。1回から3回の専門部会を欠席いたしまして、大変申し訳ありませんでした。

まず、金額の改定に関してですけれども、前回申し上げたとおり、2円で変更はございません。それで審議をしていきたいと思っております。

（部会長）

承知いたしました。それでは、労働者側は、2円引き上げの921円とのご意見です。

続きまして、使用者側からお願いいたします。

（使用者側代表委員）

先般、ご主張させていただきました1円プラスで変化ございません。

（部会長）

承知いたしました。今、お話しのとおり、使用者側は、プラス1円、1円引き上げの920円のご意見です。

ただいまの労使双方のご意見について、追加のご主張等はございますでしょうか。

それでは、労使双方金額の一致には、現時点でも至っておりません。そのため、これから個別の折衝に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

それでは、個別の折衝に入る前に、折衝の順番ですが、最初に労働者側から、そしてその後使用者側という順番でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、一旦休憩に入らせていただきますので、事務局から控室のご案内をお願いいたします。

(事務局)

それでは、本日の控室のご案内をいたします。労働者側は3階情報公開相談室、使用者側は3階審査室となります。よろしくお願します。

…… (個別折衝) ……

(部会長)

本日は、金額審議において個別折衝を繰り返してまいりましたが、労働者側から1円歩み寄っていただきましたので、最終的な金額をお伝えしたいと思います。金額については、1円引き上げて920円とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。全会一致により、新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を、1円引き上げて920円とすることに決定いたします。ありがとうございました。

それでは、発効日について事務局から説明をお願いいたします。

(室長)

私から発効日について説明いたします。

第1回目の資料No.15にも添付してありますけれども、特定最低賃金の公示及び発効につきましては、法令第19条の第2項に規定されております。本日、令和2年10月19日、本専門部会で答申をいただくことになりましたので、本日、異議申し出の公示を行い、異議の

申出期間 15 日間を開ける必要がございますので、申出期間は令和 2 年の 11 月 4 日までとなります。例年、特定最低賃金の改定につきましては、異議の申出はございませんので、申出期間締切り後、官報公示手続きに直ちに入り、最短で官報公示予定が令和 2 年 11 月 18 日ということになります。官報公示後、30 日を経過した後、令和 2 年 12 月 18 日が法定の効力発効日となります。この日以後、効力発効日を別に定め公示することも可能ですが、最短として法定の発効日をもって例年この日とさせていただいております。効力発生日についての説明は、以上でございます。

(部会長)

ありがとうございました。

それでは、本年度も法定発効とすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、発効日は、法定どおりといたします。また、7 月 8 日の第 1 回審議会において、専門部会で全会一致により決議した場合、その決議を新潟地方最低賃金審議会の決議とする旨議決されておりますので、この場で局長あてに答申したいと思います。それでは、事務局に答申文の準備をお願いいたします。

…… (準備中) ……

(部会長)

それでは、事務局より答申文の読み上げをお願いいたします。

(指導官)

それでは、読み上げます。

令和 2 年 10 月 19 日、新潟労働局長、阿部充殿。

新潟地方最低賃金審議会、会長、永井雅人。

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について答申。

当審議会は、令和 2 年 7 月 28 日付「新労発基 0728 第 2 号」をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙。

新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金。

1、適用する地域。新潟県の区域。

2、適用する使用者。前号地域内で自動車(新車)小売業、自動車部分品・附属品小売業、

これらの産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所、または純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業、または自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る）を営む使用者。

3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 18歳未満または65歳以上の者。
- (2) 雇い入れ後6か月未満の者であつて、技能習得中の者。
- (3) 清掃、片付け、または賄いの業務に主として従事する者。

4、前号の労働者に係る最低賃金額。1時間920円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生日。法定どおり。

以上です。

(部会長)

それでは、この内容で答申することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

(労働基準部長)

それでは、最後にご挨拶させていただきます。

ただいま答申をいただきまして、誠にありがとうございました。専門部会委員の皆様方には、ご多忙中のところ、真摯にかつ慎重にご審議をいただき、全会一致という結果を得たところでございます。深く感謝申し上げる次第でございます。今後、この答申を受けまして、異議申出の公示などの諸手続きを経て新潟県自動車、自動車部分品・附属品小売業最低賃金が決定されることとなります。私ども新潟労働局といたしましては、改正される特定最低賃金の周知の重視と徹底を図ってまいります。本日は誠にありがとうございました。

(部会長)

それでは、皆様のご協力により、全会一致で結審することができました。ありがとうございました。労働者側には、非常に厳しい決断という形で、金額としての歩み寄りをいただきました。本当にありがとうございました。また使用者側には、金額という歩み寄りもそうなのですけれども、第4回という協議の場を設けてくださったということに関しても感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、本日は終了となりますので、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは石津委員、使用者側からは小林委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事がすべて終了しましたので、事務局にお返しいたします。

(事務局)

以上をもちまして、令和2年度新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の審議をすべて終了いたしました。お疲れ様でした。